

平成 28 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 東 京 鋼 鐵 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 栗 原 英 夫
 (JASDAQ コード 5448)
 問 合 せ 先 総 務 部 長 慶 野 正 明
 (TEL 0285-22-1335)

(変更) 平成 28 年 5 月 17 日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 17 日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「平成 28 年 5 月 17 日付プレスリリース」といいます。)にて公表しておりますとおり、当社平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に、定款の一部変更について付議することを決議いたしました。平成 28 年 6 月 9 日開催の取締役会において、当該議案の内容を変更し、本株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。平成 28 年 5 月 17 日付プレスリリースにおける定款の一部変更の内容からの変更箇所は、定款変更案第 9 条(株式取扱規程)の一部文言の順序の入れ替えを行う点であります。

(下線部は変更部分を示します。)

平成 28 年 5 月 17 日付 当社プレスリリース 変更案	変 更 案
(株式取扱規則) 第 9 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての <u>手続等</u> については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規程) 第 9 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての <u>手続き等</u> および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

2. 本株主総会に付議する定款変更案

本日開催の取締役会で、附則第 1 条の全文の削除及び附則第 1 条の削除に伴う条数の繰り上げを行うことを決定いたしました。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>55,400,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>80</u> 株とする。

<p>(<u>单元株式数</u>)</p> <p><u>第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>单元未満株主の権利制限</u>)</p> <p><u>第8条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p><u>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第9条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>第10条 (条文省略)</p>	<p>第8条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>单元未満株式の買取り、</u>その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第12条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第10条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>附則</u>)</p> <p>第1条 <u>変更後の定款の規定は、平成27年6月25日定時株主総会終結の時から効力を生じる。</u></p>	<p>(<u>附則</u>)</p> <p>(削除)</p>
<p>第2条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>

3. 変更の日程

平成28年7月20日(予定)

4. 定款変更の条件

本株主総会において本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

以上